

平成19年度事業計画

○事業計画の概要

財団法人さいたま市産業創造財団の事業4年目を迎え、創業を志す方や中小企業の皆様へワンストップサービスを提供するため、それぞれの経営課題に合わせた各種支援メニューで総合的に支援を実施してまいります。

今年度は、優秀なビジネスモデルの発掘、目利き機能の強化、そして成果を意識したよりストーリー性のある支援メニューの整備や、一貫性あるビジネスインキュベーション事業の推進、マーケティング支援事業を強化、また、勤労者福祉サービスセンターとの連携を強化して財団内のワンストップサービスを充実させるとともに、他の支援センターや商工会議所等外部機関との連携にも努め、効果的かつ効率的な支援事業を実施するとともに、産学連携支援センター埼玉の運営により、製造業の新製品の開発、実用化、事業化及び技術の高度化促進のための産学連携支援を実施してまいります。

○事業計画の内容

- 1 経営革新セミナー・研修会事業（寄附行為第4条第1項第4号）（1, 169千円）
啓発セミナーで経営革新計画への関心を高め、研修会では実際に計画作りを支援していく。
 - ・経営革新セミナー 1回開催（定員30名）
経営革新計画承認制度の紹介、事業計画策定の意義を伝えるための啓発セミナー
 - ・経営革新研修会 3日間コース×2回開催（定員8名）
少人数制の研修会で、実際に経営革新計画を作成する。
- 2 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）（5, 260千円）
経営革新計画の承認及び承認後の計画実行のための支援を中心に、企業に登録専門家を派遣する。
 - ・専門家派遣 年間250回程度派遣
- 3 マーケティングプロデュース事業（寄附行為第4条第1項第2号）（1, 165千円）
案産館入居企業、ニュービジネス大賞受賞者、経営革新計画承認企業等の中から、革新性が高く地域貢献性の高い事業プランを発掘し、財団が持つ複数の支援メニューをトータルにコーディネートし、事業プランをマーケティングの側面から支援する。
 - ・プロジェクト運営 2件
- 4 マーケティングセミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（1, 111千円）

マーケティング戦略の立案や具体的な販売促進策を支援するためのセミナーを開催する。

- ・マーケティングセミナー 2回開催（定員20名）

5 情報発信支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）（560千円）

企業の製品やサービスの情報発信を支援する

- ・展示会出展支援 産業交流展（ビッグサイト）等

6 産業創造フォーラム運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（2,411千円）

産業創造に関連する講演会を開催する。

- ・産業創造フォーラム講演会 1回開催
- ・コラボさいたま講演会 1回開催

7 研修会・研究会事業（寄附行為第4条第1項第2号）（2,434千円）

若手経営者や経営幹部・後継者候補の方等を対象にした研修会や特定テーマによる研究会を開催し、参加者のレベルアップとネットワークづくりを目指す。

- ・経営幹部育成塾 3日間コースを1回開催（定員10名程度）
- ・研究会 年間4～5回程度開催（定員10名程度）

8 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（4,234千円）

市内企業、創業予定者に対する窓口として各種相談を受け付けると同時に、財団の各事業への誘導を図るとともに、優秀な企業やビジネスプラン発掘のため、マネージャー・職員が積極的に企業を訪問し、経営課題をみきわめて支援事業につなげていく。

- ・相談件数は年間800件（訪問を含む）。
- ・マネージャー及び窓口相談員による経営相談の実施（平日 毎日）

9 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（969千円）

税理士、弁理士等の資格保有者による相談会の他、特定テーマによる相談会、企業OBによる相談会等を実施する。（年間30回程度）

10 ホームページ運営事業（寄附行為第4条第1項第3号）（5,575千円）

財団の各種支援メニューの紹介、事業の案内及び申し込み、財団支援企業のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

11 情報誌発行事業（4,936千円）

①情報誌「Next Stage」の発行

- ・6,000部発行（うち4,000部送付）×年4回

②有料広告の掲載

情報誌（ホームページ含む。）に有料広告を掲載する。

1 2 データベース整備事業（寄附行為第4条第1項第3号）（385千円）

財団の事業参加者、相談内容、市内企業の情報等を収集・整理してデータベース化し事業PRに活用するほか、効果的な支援事業の実施を図る。

1 3 支援担当者能力開発事業（寄附行為第4条第1項第4号）（163千円）

中小企業大学校セミナーを受講し、職員の能力開発を図る。

1 4 統括マネージャー等人材充実強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）

（16,049千円）

事業へのアドバイスを行うマネージャー等を民間から採用し配置することにより、財団における中小企業者への支援事業を効果的、かつ効率的に行う。

- ・統括マネージャー1名 月15日勤務
- ・マネージャー2名 月15日勤務

1 5 事業可能性評価委員会運営事業（寄附行為第4条第1項第1号）（394千円）

中小企業者等の事業可能性評価、専門家派遣事業に係る審査・採択・事後評価、財団の支援事業に対する評価等を行う委員会の運営を行う。

- ・事業可能性評価委員会 年6回開催

1 6 支援体制連携強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）（1,512千円）

財団が中小企業者等に対するワンストップサービスを提供できるように、各支援機関と意見交換、情報交換を行う場を設け、事業の連携促進や情報の収集を図る。

1 7 市内サービス産業企業調査事業（寄附行為第4条第1項第3号）（3,358千円）

市内サービス産業の革新と発展を支援するための基礎資料作りのための調査を実施する。

1 8 経済動向調査事業（寄附行為第4条第1項第3号）（4,095千円）

市内の企業（約1,000社）に対する四半期毎の動向調査を実施する。

1 9 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（266千円）

市内で創業を考えている方を対象に、これに必要な情報やノウハウを提供するセミナーを開催し、創業予定者の発掘を図る。

- ・創業者支援セミナー 2日間コースを2回開催（各コース定員30名）

- 20 よく分かる起業成功セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（788千円）
市内で創業を1年以内に考えている方、または創業間もない方を対象に、少人数制の実践的な講座を実施する。これによって、確実かつ堅実な創業を支援するとともに、案産館への入居を誘導する。
- ・土曜日8日間コースを2回開催（各コース定員10名）
- 21 インキュベータ（案産館）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（7,727千円）
- ①創業準備コース：創業を志す方に、開業をより早く確実に行うため共用オフィスを提供するとともに、インキュベーションマネージャーによるソフト面での支援を実施する。
- ②新事業コース：創業間もない事業者に対し、専用オフィスを提供し、インキュベーションマネージャーによるマーケティング等の支援を行い、スタートアップ期における事業展開のスピードアップを図る。
- 22 案産館クラブ運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（81千円）
案産館入居者や卒業者、及び起業成功セミナー受講者等で起業者グループを組織化し、研修会等を実施し、起業者育成という観点から側面的支援を実施する。
- ・研修会 2回（各10名～20名程度）
- 23 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）（420千円）
特定テーマの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後1年未満の中小企業者を対象に、経営強化及び技術力向上を図るため、登録されている専門家を派遣し、個別具体的な診断や助言を行い創業、新事業創出の促進を図る。
- ・創業アドバイザー（専門家）の派遣 年20回程度派遣
- 24 さいたま市ニュービジネス大賞運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（5,351千円）
「さいたま市ニュービジネス大賞」として、地域に産業創造をもたらす斬新でアイデアあふれる新事業に関わるビジネスプランを募集し、優秀なプランを選考・表彰するとともに、地域を革新するビジネスを発掘する。
- 25 さいたま市ニュービジネス大賞受賞者等特別支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（1,288千円）
「さいたま市ニュービジネス大賞」における大賞受賞者を中心に、販路開拓等の事

業化を促進するための特別な支援を実施する。

2 6 新製品開発補助事業（寄附行為第4条第1項第5号）（2, 0 0 0千円）

大学等の研究機関と、市内の中小企業者が共同で行う新製品、新技術に関する試作品開発事業に補助金を交付し、大学等の研究機関との連携や共同研究を促進する。

2 7 産学連携支援事業（寄附行為第4条第1項第5号）（9, 7 6 2千円）

①新製品の開発、実用化、事業化及び技術の高度化のニーズのある市内企業の発掘
DMやセミナー等を通じて、財団と産学連携支援センター埼玉をPRし、また、訪問希望企業に対してはコーディネータ等による訪問を行い、大学や研究機関と共同研究を行う基礎体力のある企業を発掘する。

②市内企業と大学のマッチングと共同研究の促進

上記①の企業を中心に共同研究を行う大学や研究機関をマッチングしさらには、国等の各種競争的資金の申請や研究開発計画等の支援を行う。

- ・年間マッチング支援（企業へ大学・研究機関を紹介）件数 1 0 件
- ・競争的資金申請支援（各種補助金・助成金・コンソーシアム申請支援） 2 件
- ・研究開発計画等申請支援（中小ものづくり高度化新法等）

③産学連携支援センター埼玉におけるその他の業務

- ・窓口相談（センター窓口、企業訪問で随時対応）
- ・国の産学官の共同研究の管理法人業務を受託した場合は、その管理法人業務を行う。

2 8 融資事業（寄附行為第4条第1項第12～14号）（7, 7 1 6千円）

さいたま市が実施する制度融資（創業支援資金融資を含む）に伴う受付調査業務を受託し、融資に伴う相談から受付まで、中小企業者等に対応できる体制をつくり、地域産業の振興を図る。

- ・融資制度の広報と利用促進
- ・融資の相談及び申込受付
- ・融資の事前照会及び調査
- ・融資審査会への議案作成及び説明事務
- ・中小企業診断士への診断依頼
- ・その他融資事務に関すること

2 9 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号関係）

（23千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ・勤労者福祉サービス検討委員会の開催 年3回開催（委員8名）

3 0 勤労者福祉に関する各種研究会、講習会等の開催事業

（寄附行為第4条第1項第8号関係）（26千円）

中小企業勤労者の福祉向上を図るため、各種研究会、講習会等について、次の事業を行う。

- ・健康管理意識の普及及び啓発事業

3 1 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号関係）

（7,958千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ①センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（6,000部×6回）
- ②ガイドブックの発行（隔年発行 6,000部）
- ③パソコン・携帯電話による情報提供及び申込受付システムの運営

3 2 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号関係）

（67,341千円）

中小企業勤労者が生涯にわたって豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する。

①共済給付事業

入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などのお見舞金の給付を行う。

②生活資金融資あっ旋事業

結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあっ旋を行う。

③健康の維持増進に関する事業

人間ドックなどの受診料の一部補助（限度額10,000円）を行う。

④余暇活動援助に関する事業

（ア）宿泊補助事業

年間4回まで、宿泊1回につき1,500円の補助を行う。

（イ）飲食・ショッピング施設等の割引

会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。

（ウ）レジャー施設の割引及び補助事業

レジャー施設の入場券・乗物券の一部補助を行う。

(エ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(オ) 各種チケットのあっ旋

- ・ バス共通プリペイドカード・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。
- ・ コンビニエンスストアとの提携により、提携店でチケットを購入した場合の代金の一部補助を行う。

(カ) レクリエーション事業

日帰りバス旅行などを年6回開催する。

(キ) 自己啓発事業

会員及び家族に対し、料理・手芸等の各種教室を年5回開催する。

3.3 勤労者福祉に関するその他の事業（6,425千円）

会員の拡大を図るとともに、割引提携店の拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 有料広告等の事業

センターニュースに有料広告を掲載する。

② 会員の拡大事業

- (ア) 事業推進員による会員の拡大を推進する。
- (イ) 会員による会員の拡大を推進する。
- (ウ) 各種メディアを利用したPR事業を行う。

③ 割引提携店の拡大

会員が割引価格で利用できる提携店を増やし、会員のサービス向上を図る。

3.4 職員厚生事業（寄付行為第4条第1項第14号）（344千円）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額額の1000分の5）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。